

東京科学大学献体の会（旧 東京医科歯科大学献体の会） 入会希望者各位

献体された解剖体を医学・歯学に関する教育・研究・研修に
使わせていただくことについての同意のお願い

東京科学大学大学院
（旧 東京医科歯科大学大学院）
臨床解剖学分野 教授 秋田恵一

東京科学大学献体の会（旧 東京医科歯科大学献体の会）に御入会いただくにあたり、ご本人様ならびにご家族（献体の同意者様）に「献体とは」という小冊子（篤志解剖全国連合会と（財）日本篤志献体協会編）を十分にお読みいただき、献体についてご理解、ご確認いただきたいと思います。その中に、以下の文があります。

『献体とは、医学・歯学の大学における解剖学の教育・研究に役立たせるため、自分の遺体を無条件・無報酬で提供することをいいます。』

この中の『医学・歯学の大学における解剖学の教育・研究』というのは、献体法（医学及び歯学の教育のための法律）に示されている『医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖』を想定しております。しかし近年、医療技術の高度化にともない、臨床医の教育や、医療技術の開発や検証のための研究に、ご遺体を用いる必要がでてまいりました。そのため、これから東京科学大学献体の会に入会される皆様に、その内容を十分に確認いただき、ご同意をいただきたいと考えております。

つきましては、別紙の内容を十分にお読みいただき、お手数ではございますが、別添書類に○印を付け、署名・捺印の上、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

ご同意いただけるとされた項目につきましても、いつでも文書により撤回することができます。

別 紙

人体の正常構造を理解するための教育、研究に使わせていただくことをご理解ください

東京科学大学に献体されたご遺体は、医学または歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖（以下「**教育**」という）に使わせていただくほかに、人体の正常構造の詳細を理解するための研究（以下「**研究**」という）ならびに臨床医のための研修（以下「**研修**」という）にも使わせていただくことがあります。ここでは、「**教育**」、「**研究**」、「**研修**」の詳細ならびに「**標本の保管**」、「**教育成果の発表**」につきまして、説明いたします。

1. 「教育」について

（1）医学部、歯学部における解剖学教育

医学部、歯学部の学生が人体の正常構造を理解するための人体解剖学実習をおこないます。この際、学生に対し匿名性を十分に保ちます。よって、性別、年齢、死因など、実習を行う際に必要となる最低限の基本情報以外を学生に対して開示することはいたしません。

（2）医学部、歯学部の学生以外の医療関係者のための解剖学教育

医学部、歯学部の学生以外の医療従事者ならびにそれを目指す学生に対して、人体の正常構造を理解するために人体解剖見学実習をおこなうことがあります。この際、見学者に対して匿名性を十分に保ちます。よって、性別・年齢・死因など、実習を行う際に必要となる最低限の基本情報以外を見学者に対して開示することはいたしません。

2. 「研究」について

（1）人体の正常構造を理解するための解剖学的研究

人体の正常構造を理解するための解剖学的研究は、構造を理解するだけにとどまらず、医療技術の開発や診断技術の発展のための基礎として必要となる研究です。この研究をする際、研究者に対し匿名性を十分に保つようにします。よって、性別、年齢、死因など、研究を行う際に必要となる最低限の基本情報以外を研究者に対して開示することはいたしません。

(2) 手術術式ならびに検査法の検討のための解剖学的研究

よりよい手術や検査を行うため、どのような手術術式や検査法を選択するかということについての研究をおこなうことがあります。これは、あくまでも人体の正常構造を理解、把握し、手術や検査などに生かすために行われるもので、それによって手術や検査を行う際に機能をできるだけ損なわないようにするためのものです。解剖体のもつ病気を調べるものではありません。この研究を行うに際して、研究者に対して匿名性を十分に保つようにします。よって、性別、年齢、死因など、研究を行う際に必要となる最低限の基本情報以外を研究者に対して開示することはいたしません。

(3) 医療技術ならびに医療器具の開発、検証についての研究

医療技術ならびに医療器具の開発、検証についての研究をおこなうことがあります。これは新しい医療技術や医療器具が、人体の正常構造に与える影響ならびに安全性を調べるための研究で、治療効果などを評価する研究ではありません。本研究を行う場合には、東京科学大学倫理審査委員会の事前の許可を得ることにします。このとき、利益相反（りえきそうはん：特定の個人または企業等のみの利益となり、他の不利益になるようなこと）がおこらないように十分配慮し、このことについて東京科学大学倫理審査委員会ならびに東京科学大学利益相反マネジメント委員会などの許可を得ておこないます。

3.臨床医に対する「研修」について

人体の正常構造を理解、把握し、さらに高度な医療技術を習得するという目的のために、臨床各科が医師または歯科医師に対して教育を行うことがあります。これを「研修」といいます。この場合、医療技術の習得に際し、解剖体を使用しなくてはできない理由を実施者が明らかにし、目的や実施計画、その期待される成果などの計画書をもとに、東京科学大学倫理審査委員会の事前の許可を得ておこないます。実施する場合には、解剖学教室の教員の立ち会いのもとに行うこととします。

4.標本の保管について

解剖をしたのち、人体の正常構造を理解するための教育や研究のために、一部を標本として保管する必要が生じる場合が考えられます。これは死体解剖保存法十八条『死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のために特に必要があるときは、解剖をした後その死体の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があったときは、その限りでない。』によるものです。標本として一部残す必要が生じたときには、これまでと同様に、あらためて御遺族の許

可をお願いいたします。

5.研究成果の発表について

研究は、その成果が公表されることにより、より大きな意味をもちます。研究成果の発表においては、完全に匿名化したうえで、学術雑誌または学術集会にておこなうこととします。

東京科学大学で受け入れましたご遺体を、「教育」、「研究」、「研修」のいずれに使用させていただくかは、受け入れ時の解剖体の状況や、受け入れ時期などから、解剖学教室にて判断させていただきます。個人情報の保護を十分に保つため、ご本人やご家族にどのように使用させていただくかということについてお約束できないことをおことわりいたします。

なお、東京科学大学が、献体いただいたご遺体を使用させていただいてどのような教育・研究・研修をおこなっているかにつきましては、平成 24 年 3 月より『東京科学大学献体の会ホームページ（旧東京医科歯科大学献体の会ホームページ）』にて報告させていただきます。内容については変更があるたびに更新してまいります。また、毎年春に行われます『東京科学大学献体の会総会』にて概要を報告させていただきます。